

令和6年度玉名市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

令和6年5月31日

玉名市高齢介護課

令和6年6月以降の総合事業サービスコード表及び単位数表マスタを改定します。
なお、訪問型サービスA、通所型サービスA、介護予防ケアマネジメントは令和6年4月以降変更ありません。

1 訪問型サービス

(1) 訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護サービス）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は令和6年5月31日まで算定可能とし、令和6年6月1日からは「介護職員等処遇改善加算」へ一本化する。なお、「介護職員等処遇改善加算（V）」については、令和7年3月31日まで適用する。

※業務継続計画未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

(2) 訪問型サービスA（基準緩和型訪問サービス）

令和6年4月改定以降変更ありません。

※高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。

2 通所型サービス

(1) 通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護サービス）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は令和6年5月31日まで算定可能とし、令和6年6月1日からは「介護職員等処遇改善加算」へ一本化する。なお、「介護職員等処遇改善加算（V）」については、令和7年3月31日まで適用する。

(2) 通所型サービスA（基準緩和型通所サービス）

令和6年4月改定以降変更ありません。

※高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。

3 介護予防ケアマネジメント

令和6年4月改定以降変更ありません。

※業務継続計画未実施減算については令和7年4月1日から適用する。